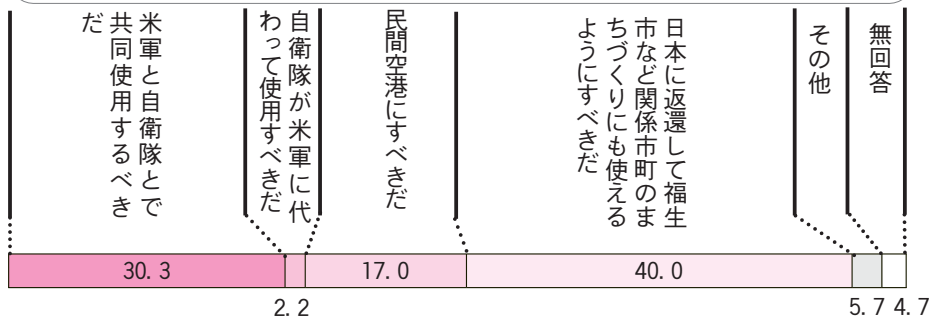


横田基地

将来の横田基地のあり方は

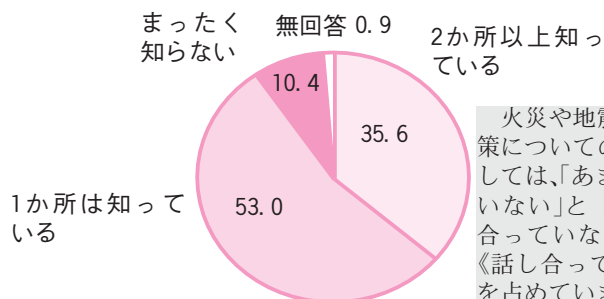
「日本に返還して福生市など関係市町村のまちづくりにも使えるようにすべきだ」(40.0%)が最も多く、4割を占めています。



防災対策

自宅近くの避難所は

「2か所以上知っている」と「1か所は知っている」を合わせた避難場所を《知っている》人は、9割弱を占めています。



火災や地震などの防災対策についての話し合いに関しては、「あまり話し合っていない」と「まったく話し合っていない」を合わせた《話し合っていない》が6割を占めています。

行政改革

市に求める行政改革

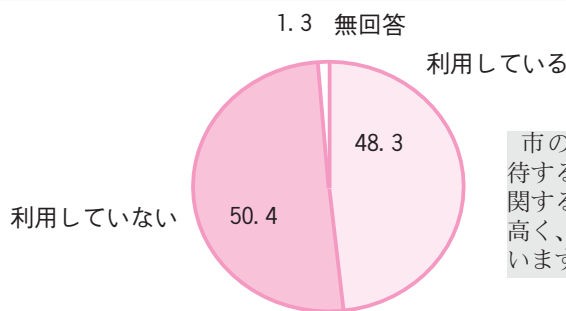
「民間企業並みのコスト意識を持って事務事業や効率的運営に努める」の割合が最も高く、7割強となっています。

民間企業並みのコスト意識を持って事務事業や効率的な運営に努める	71.6
職員数を増やさず、事業の委託化や臨時職員の採用等工夫する	50.8
施設利用やサービスを受益時、ある程度の費用を負担するのは当然	29.0
近隣自治体との施設等の広域利用などをもっと進めるべきである	24.5
新しい事業や施策の為に補助金・交付金などの見直しやむを得ない	21.1
OA化、情報化にもっと力を入れるべきである	10.9
その他	4.0
特にない	7.4
無回答	2.2

インターネット

インターネットの利用状況は

「利用している」は約半数を占めています。



市のホームページに期待する情報は「市民生活に関する情報」の割合が最も高く、4割台半ばとなっています。

「テレモ自治体情報」がパソコンでも見られます



PHSの一部の機種も、サイト閲覧・メール配信登録が可能となります。PHSで利用する場合は、次のURLからご利用ください。  
[http://telomo.info/cgi-bin/mytown/mytown\\_top.cgi?gov\\_code=13218](http://telomo.info/cgi-bin/mytown/mytown_top.cgi?gov_code=13218)

2月1日から携帯電話文字情報サービスサイト「テレモ自治体情報」がパソコンでも見られます。マイタウン福生市がパソコンでのメール配信、サイト閲覧機能に対応できるようになりました。

**1 「重要なお知らせ」メール配信機能**  
 登録がパソコン画面からできます。「重要なお知らせ」を、メール登録したパソコンに送信します。

**2 サイト閲覧機能**  
 市ホームページトップページ左下のアイコンからご利用ください。

**対応OS**  
 Windows XP

**対応ブラウザ**  
 インターネット

PHSの一部の機種も、サイト閲覧・メール配信登録が可能となります。PHSで利用する場合は、次のURLからご利用ください。  
[http://telomo.info/cgi-bin/mytown/mytown\\_top.cgi?gov\\_code=13218](http://telomo.info/cgi-bin/mytown/mytown_top.cgi?gov_code=13218)

福生市ホームページにバナー広告を掲載しませんか？

4月1日からバナー広告掲載を希望する事業者を募集します。

次に該当する広告は掲載できません。

- 市の広報媒体としての公益性、中立性およびその品位を損なうおそれのあるもの
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2項に掲げる営業に該当するもの
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号までに規定する暴力団等の利益に

つながるもの

- 消費者金融、債権回収等に関するもの
- 投機的内容または射幸心を著しくおそれる内容のもの
- 法令または条例もしくは規則に違反し、または抵触するおそれのあるもの
- 公序良俗に反し、または反するおそれのあるもの
- 政治活動、選挙、宗教活動、意見広告または個人の宣伝に係るもの
- 市長がホームページに掲載する広告として適当でないと思われるもの

**バナー広告の掲載場所**  
 市ホームページのトップ

介護保険

軽度者への特殊寝台の購入費助成制度について

昨年4月からの制度改正に伴い、要支援・要介護1の方（軽度者）に対する特殊寝台の貸与は、原則として介護保険の給付の対象外になりました。制度改正に伴う急激な環境変化を緩和するため、特殊寝台（サイドレールも含む）を購入した費用の一部を助成します。

**助成対象者**（以下の条件を全て満たす方）

- ① 制度改正前の平成18年3月31日時点で特殊寝台の貸与を受けていた方
- ② 制度改正により特殊寝台の貸与から除外され、経過措置（平成18年9月30日まで）の対象となった方
- ③ 在宅での日常生活を継続する為に特殊寝台が必要と判断される方
- ④ 平成18年4月1日から平成19年3月31日までに特殊

区分	所得段階	本人負担額
①	●生活保護受給者 ●世帯全員が市民税非課税である高齢福祉年金受給者	0円
②	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額との合計金額が80万円以下の方	購入費用の2分の1と10,000円とのいずれか少ない額
③	世帯全員が市民税非課税で、区分①及び②に該当しない方	購入費用の2分の1と30,000円とのいずれか少ない額
④	①から③に該当しない方	購入費用の2分の1

軽度者への特殊寝台の購入費助成制度について

昨年4月からの制度改正に伴い、要支援・要介護1の方（軽度者）に対する特殊寝台の貸与は、原則として介護保険の給付の対象外になりました。制度改正に伴う急激な環境変化を緩和するため、特殊寝台（サイドレールも含む）を購入した費用の一部を助成します。

**助成対象者**（以下の条件を全て満たす方）

- ① 制度改正前の平成18年3月31日時点で特殊寝台の貸与を受けていた方
- ② 制度改正により特殊寝台の貸与から除外され、経過措置（平成18年9月30日まで）の対象となった方
- ③ 在宅での日常生活を継続する為に特殊寝台が必要と判断される方
- ④ 平成18年4月1日から平成19年3月31日までに特殊

購入費助成制度について

昨年4月からの制度改正に伴い、要支援・要介護1の方（軽度者）に対する特殊寝台の貸与は、原則として介護保険の給付の対象外になりました。制度改正に伴う急激な環境変化を緩和するため、特殊寝台（サイドレールも含む）を購入した費用の一部を助成します。

**購入費助成制度について**

昨年4月からの制度改正に伴い、要支援・要介護1の方（軽度者）に対する特殊寝台の貸与は、原則として介護保険の給付の対象外になりました。制度改正に伴う急激な環境変化を緩和するため、特殊寝台（サイドレールも含む）を購入した費用の一部を助成します。

**購入費助成制度について**

昨年4月からの制度改正に伴い、要支援・要介護1の方（軽度者）に対する特殊寝台の貸与は、原則として介護保険の給付の対象外になりました。制度改正に伴う急激な環境変化を緩和するため、特殊寝台（サイドレールも含む）を購入した費用の一部を助成します。

**身近な法律相談**  
 日時 2月19日(月)午後2時～4時  
 場所 福祉センター相談室  
 対象 高齢者・障害者やその家族など  
 定員 先着3人(予約制)

**心の相談**  
 日時 2月22日(木)午後1時～2時30分  
 場所 福祉センター相談室  
 対象 心の問題や病気を持つ市民とその家族など  
 定員 先着2人(予約制)※相談内容は秘密厳守  
 ●申込みは2月5日～社会福祉協議会 ☎552・2121へ。

**社協の無料相談(予約制)**  
 551・1568(直通)

問合せ 秘書広報課 552・2121

※購入費用のうち10万円を超えた部分は、①から④の区分に関わらず全額自己負担となります。